

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇監査公告 各警察署の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九
九条の規定に基づき、昭和三十五年度にかかる左記各警
察署の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり
公表する。

昭和三十七年二月二十四日

鳥取県監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎

同 堀江実藏
同 秋久 勲

監査箇所 執行年月日

黒坂警察署	昭和三十六年八月二十二日
米子	同 九月 十二日
溝口	同 十三日
境港	同 十九日
八橋	同 二十日
倉吉	同 二十一日
浜村	同 二十五日
郡家	同 二十六日
鳥取	同 二十七日
岩井	同 十月 七日
智頭	昭和三十七年一月 十二日

警察署

今回県下十一警察署の昭和三十五年度定期監査を執行
したのであるが、その結果各署とも概ね円滑な運営がな

されていた。しかしながら、最近とみに複雑増大しつつある第一線警察諸業務を遂行するためには、なお、人容の充実、経費の増額、施設の整備等検討善処すべき点が少くないので、これらの諸問題についてはさらに、適切な措置を講じて、治安の確保に格段の配意をされるよう要望する。各署共通の事項で主なものは、次のとおりである。

一 警察官可動体制の充実強化について

1 過去四箇年間における本部並びに各署別警察官の配置状況は次表のとおりで、定員については三十六年度は二〇名の増員があつて六七〇名(ほかに巡査見習生二〇名。)となり、このほか休職者の定員外措置として前年度同様一〇名分子算化されているが、増員分については警察官の特殊姓から直に充足することは困難で、三十六年八月現在の現員は、休職者を除けば六五〇名である。このほか、学校派遣が常時一五名程度あり、その他長期病欠者、要注意者等を考慮すると可動人員は定員を著しく下廻っている。

2 また、署の配置状況を見ると、最近では都市重点主義がとられ、鳥取、米子、倉吉、境港各署は増員があり、犯罪件数から見ても(昭和三十五年の発生件数は一人当り、鳥取署二〇、九件、米子署一三、七人、昭和三十二年は鳥取署二五、〇件米子署一九、〇件)一人当り負担率は外少緩和を見たが、郡部の署はむしろ減員となり、総体的には全警察官の本部勤務者の占める割合は増加しているが署勤務者の割合は減少している。他面事犯の解決、交通取締、自動車運転免許、その他各種許認可事務等第一線の警察業務は急激に増加し、各署とも相当勤務過重となつてゐる。

3 以上の諸点から見て県費支弁職員員の配置巡査見習生の増員並びに長期入校者の定員外措置等を考慮し条例定員が常時可動体制となるよう第一線警備の強化を図る要がある。

警察官配置状況調

署別	昭和三十三年、四、一現在		昭和三十四年、四、一現在		昭和三十五年、四、一現在		昭和三十六年、四、一現在		摘要
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	
岩井	一一五	一一〇	一一三	一一一	一一五	一一三	一一九	一一〇	
鳥取	四七	四二	四六	四四	四五	四三	四六	四四	
郡家	二二	二一	二二	二二	二二	二二	二二	二二	
智頭	二六	二六	二四	二四	二四	二四	二四	二四	
浜村	七八	七五	八一	七七	八三	八〇	八四	八三	
倉吉	三一	三〇	三〇	三一	三〇	三一	三一	三一	
八橋	一一九	一一五	一二三	一二一	一二四	一二六	一二〇	一二五	
米子	三八	三八	三八	三五	三八	三八	四一	三九	
境港	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	
溝口	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	
黒坂	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	
計	五四二	五〇三	五四四	五三三	五四六	五四二	五六二	五五二	

本部	八八	九三(四)	九六	九五(四)	一〇四	一〇四	一〇八	一〇七
合計	六三〇	六二六(二六)	六四〇	六二八(三三)	六五〇	六四六(八)	六七〇	六五九(七)
署の占める率	八六・〇三%	八四・八八%	八五・〇〇%	八四・八七%	八四・〇〇%	八三・九〇%	八三・八八%	八三・七六%
本部の占める率	一三・九七	一五・二二	一五・〇〇	一五・一三	一六・〇〇	一六・一〇	一六・一二	一六・二四

(注) 巡査見習生は除く

備考 1 () 書は休職者の外書である。

2 %は総べて休職者を除外したものである。

三 機動力の充実について

1、最近四ヶ年間に於ける警察本部及び署の機動力の保有及び昭和三十六年九月現在の各署別配置状況表のはとおりである。本年度は小型乗用車、ジープ型乗用車、小型輸送車、パトカー各一台、国から配車を受け更に県費五〇万円で購入車一台のほか、原動機付自転車一六台(自動車運転免許試験用五台を含む。)を購入し、整備充実に努力が払はれているが、各署の実情を見ると、側車は殆んど利用されず

その他の車についても、老朽車で更新を要するものも見受けられる。

2 殊に、第一線警察活動強化の原動力となる原動機付自転車は、現在県有五六台、これに借上分二七台を加えると八三台で、一ヶ年のうち著しく充実されたが、なお、第一線の手不足と常時活動のスピード化のためにはこれが増配置が強く望まれる。

3 機動力の増強に伴い、早晚維持修繕費増この問題が起ることは必然的であるので、これが予算措置

機動力整備状況調

について充分配慮されるよう要望する。
 なお、燃料費は値上りの割に増額を見ず署の実態を見るに不足勝であるので、これが増額措置並びに

署の特殊事情を考慮した配分についても更に配意の要がある。

区分	年別		年別		年別		年別		年別		年別		年別		年別		年別		年別	
	三三、九現在	三四、九	三五、九	三六、九	計	本部	署	計	本部	署	計	本部	署	計	本部	署	計	本部	署	
乗用車	三	三	三	三	一五	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
中送車	七	六	四	四	二一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
小送車	三	三	三	三	一二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
ジープ	三	三	三	三	一二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
パトカー	三	三	三	三	一二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
小四輪車	三	三	三	三	一二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
オート	三	三	三	三	一二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
側車	三	三	三	三	一二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
軽自動車	三	三	三	三	一二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
原付	三	三	三	三	一二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	五	五	五	五	二一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
借上	一	一	一	一	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
摘	一	一	一	一	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
要	一	一	一	一	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

昭和三十六年九月現在の各署別配置状況

年別	区分	乗用車	中送車	小送車	ジープ	パトカー	小四輪車	オート	側車	軽自動車	原付	計	借上	摘	要
----	----	-----	-----	-----	-----	------	------	-----	----	------	----	---	----	---	---

署別	区分	公舎	共済組合	後援会建物	駐在所	自宅	借家間借等	合計	借家間借の占める率	摘要
八橋	米子	一	一	一	一	一	一	一	一	一
境港	境港	一	一	一	一	一	一	一	一	一
溝口	溝口	一	一	一	一	一	一	一	一	一
黒坂	黒坂	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計		一	一	一	一	一	一	一	一	一

各署とも住宅の確保と警察官の住居費負担の高額に困っている。住宅増設の促進は勿論のこと民間建物の県直接の借上措置等勤務地居住制限を受ける警察官と一般県職員及び教職員との待遇上の不均衡は正につき考慮の要がある。

なお、旧警察後援会所属建物の具有移管及び維持修繕についても検討善処されたい。

昭和三十六年九月末現在

四 警察官の住宅対策について

警察官の住宅対策については、本年度も予算外義務負担措置により、鳥取市丸山地区内に鉄筋三階建一棟一二戸を借上していたが、警察官の住宅事情は次表のとおりで、借家間借の占める割合は、署の平均が四六・二%で、前年同期の五〇・七%に比較すると多少緩和を見ている。しかし境港署の如きは七一・八%にも及び、本部の四三・八%に比較しても不利となつており、

各署別警察官住宅事情調

署別	区分	公舎	共済組合	後援会建物	駐在所	自宅	借家間借等	合計	借家間借の占める率	摘要
岩井	鳥取	一	一	一	一	一	一	一	一	一
郡家	郡家	一	一	一	一	一	一	一	一	一
智頭	智頭	一	一	一	一	一	一	一	一	一
浜吉	浜吉	一	一	一	一	一	一	一	一	一
倉吉	倉吉	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八橋	八橋	一	一	一	一	一	一	一	一	一
米子	米子	一	一	一	一	一	一	一	一	一
境港	境港	一	一	一	一	一	一	一	一	一
溝口	溝口	一	一	一	一	一	一	一	一	一
黒坂	黒坂	一	一	一	一	一	一	一	一	一
署計		一	一	一	一	一	一	一	一	一
本計		一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計		一	一	一	一	一	一	一	一	一

五 犯罪捜査について

最近四箇年における各署別犯罪の発生並びに検挙の状況は、次表のとおりで、署によつて多少の増減はあるが、総体的には毎年八、〇〇〇件程度を上下している。

検挙率は、三十五年は岩井、八橋、境港、溝口各署

備考 1 巡査見習生を除く。

が前年に比較し低下したが、その他の署はいずれも上昇し、県下の平均は八〇・六%で中国各県(鳥根県七四・六%、岡山県七三・六%、広島県六八・六%、山口県六七・五%)及び全国平均(六四・一%)に比較し、高率を示している。しかしながら、過去の実績を見ると、兇悪な大事件については、なお未解決となつ

ているものが少くない。
 犯罪捜査については、少数の陣容と限られた経費で各署とも工夫努力しているが、さらに機械力の整備、捜査技術の向上、署及び署間の緊密な連携による活動体制の強化、捜査費の効率的執行について配慮し、事犯の解決に格別の努力を望む。

各署別刑法犯発生及び検挙状況調

署別	昭和三十二年		昭和三十三年		昭和三十四年		昭和三十五年	
	発生	検挙率	発生	検挙率	発生	検挙率	発生	検挙率
岩井	二二二	八二・四%	二二二	八七・二%	二二二	八二・一%	二二二	九二・三%
鳥取	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%
郡家	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%
智頭	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%
浜吉	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%
倉吉	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%
八幡	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%
米子	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%
境港	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%
溝口	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%
黒坂	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%
合計	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%	二八七	九七・七%

六 交通取締について

過去五箇年間に於ける道路交通法違反検挙並びに交通事故の状況は次表のとおりで、違反検挙件数は三十二年度に比較すると倍加し、各署とも取締に努力のあとかうかがわれる。本年度は、道路を広く使う運動を強力に展開して、道路の不正使用、物件放置の排除等指導取締を強化し、また、十二月から施行された道路交通法の周知徹底に努力していたが、他面自動車及び

オートバイの激増に伴う交通事故は年々増加し走る兇器として多大の不安を県民に与えている。
 交通取締りについては更に徹底を期するとともに特に、悪質違反者に対しては厳罰をもつて望むとともに道路交通法八十八条第一項二号四号等疾病による免許禁止事項については専門的且つ權威ある医師の証明書を徴する等検討考慮を望む。

(1) 違反、検挙調

道路交通違反並びに交通事故調

署別	年別				
	昭和三十一年	昭和三十二年	昭和三十三年	昭和三十四年	昭和三十五年
岩井	八三	一三六	一〇一	三三三	四〇四
鳥取	一、九九八	一、五八〇	一、七〇六	二、八四二	三、五〇一
郡家	三九一	五三一	三二六	四三二	一、〇〇〇
智頭	二八六	一六四	七三	一一七	三三一
浜吉	二二一	六四	四三六	四九〇	四二五
倉吉	二〇二八	一、七三九	一、七三三	一、三〇八	一、二〇一

(2) 交通事故調

区分	年別				
	昭和三十一年	昭和三十二年	昭和三十三年	昭和三十四年	昭和三十五年
八 橋	二二三	三三三	三八一	四二七	六〇〇
米 子	一、八三七	二、四五四	二、五五五	四、二四〇	六、三二六
境 港	二九九	四一九	三二九	三六八	四一五
溝 口	一三〇	一九四	一二三	一六四	一九二
黒 坂	一三一	二二六	二二七	二二六	三三七
合 計	七、五三七	七、八二〇	七、九六〇	一〇、九四七	一四、七二二
件 数	四三〇	四八五	五八一	六三三	九四八
死 者	四二	三四	四五	六〇	三八
傷 者	四六四	五八一	六二七	七六六	一、〇一三
物的損害	九、九六七	七、八九二	七、二六〇	一五、八一〇	一一、六三七

七 防犯並びに広報活動について

防犯並びに広報活動については、各署とも地区防犯協議会並びに職域組合等自主防犯団体の育成助長に配意すると共に、これらの団体と協力して、映画会、講

演会、座談会等を開催し、諸般の活動に努力しているが、なお、各署に格差が見受けられる。特に鳥取市及び米子市の地区防犯協議会は未結成で、比較的都市部が低調であるので、これら未結成地区の自主防犯組織

八 時間外勤務手当等について

の確立と活動の強化につき重ねて要望する。
時間外勤務手当等については、毎年増額につき考慮が払われているが、各署の勤務の実態を見ると、なお、少なきに失し時には勤務命令に躊躇を感じる場合もあるもののような憾がある。

また、派出所、駐在所の夜間勤務に対しては、夜間勤務手当として支給することが妥当と考えられるので、これが予算措置につき当局の検討善処を望む。

九 事務処理について

1 遺失物法に基く期満失効物件の買却処分状況を見ると、同一品目で換価している署と、無価値として棄却処分している署があり取扱いがまちまちである。また、予定価格の設定、買却手続等についても一層慎重を期すべきものがある。

2 道路交通法に基く道路使用許可証交付手数料収納事務の適正化については前回の監査でも指摘したが、依然として手数料収納額等に適正でない面が見受け

られた。本年度は、道路交通法施行の関係で、中途から法令の解釈、運用につき変った点もあつたので、これが統一を期し、事務処理の適正化に努められたい。

3 自動車運転免許関係取扱い件数は逐年増加し、特に、本年度は、道路交通法施行により受験者が激増し、加うるに、人手不足で事務処理が遅れていた。職員の実態については、さきに述べたが早急善処し、迅速かつ適正処理を期されたい。

4 風俗営業等警察保安関係許可証交付事務が遅れているものがある。甚しいものは、許可の日から一箇年以上も過ぎて交付している事例を見受けたので、更に、事務処理の迅速化に努められたい。

黒坂警察署 昭和三十六年八月二十二日監査
 監査委員 松本利治
 同 萩原治郎
 同 堀江実蔵

一 会議室の増築整備について
庁舎が狭あいで、とくに、会議室が狭く、外部団体を集めての会議等に支障を生じている。これが増築整備が強く望まれる。

二 経理出納その他事務処理について

- 1 道路使用許可証交付手数料収入事務に検討を要するものがあつた。
- 2 証紙収入事務は遅滞なく整理すること。
- 3 時間外勤務の時間計数に正確を期すべきものがあつた。

米子警察署 昭和三十六年九月十二日監査

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎
同 堀 江 実 蔵

一 庁舎の整備について

当置場は六房しかなく、当置人の収容に困難を生ずる場合が多い。また、倉庫及び車庫も狭あいで、自

車等の保管にも苦慮している。これらの増築整備の要がある。

二 経理出納その他事務処理について

- 1 道路使用許可証交付手数料収入事務に検討を要するものがあつた。
- 2 自動車運転試験手数料収入事務は遅滞なく整理すること。
- 3 自動車運転日誌に正確を期すること。

溝口警察署 昭和三十六年九月十三日監査

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎
同 堀 江 実 蔵

一 署員の住宅対策について

当署には、旧警察後援会の寄附により建築した署員住宅二戸があるが、バラック建で相当老朽化し、入居者から家賃を徴収して補修費にあてる等維持管理に苦りよしている。住宅払底の現状にかんがみ、これが県

有移管が、具有移管が不可能であれば修繕費の具費負担措置につき、当局の考究善処の要がある。

二 経理出納その他事務処理について

- 1 自動車運転日誌に正確を期すること。
- 2 工事の施行確定したものは早期に着手するよう事務処理をすること。

境港警察署 昭和三十六年九月十九日監査

監査委員 松 本 利 治

一 外勤勤務員の充実強化について

当署警察官の定員は四一名で、前年度より三名増員考慮が払はれているが、管内は船員をめぐる粗暴犯が多く、泥酔保護も相当件数に上る等多忙を極め、人手不足が認められる。ことに、外勤勤務員は一二名であるが、看手番、被疑者押送、学校入校、術科特練生(四名)等のため手薄となり、港派出所における夜間集中勤務等警備体制の強化に工夫努力しているが、外勤勤務員の充実強化が望まれる。

二 自動車用燃料費の増額について

管内には、裁判所並びに検察庁がなく、逮捕令状請求被疑者の護送等のため月平均二〇回米子市に往復しこれに要する燃料は月平均二〇〇立に及び割当の大半をこれに消費し、常時不足の実情にあるので、これら特殊事情を考りよした増配につき、配慮の要がある。

三 経理出納その他事務処理について

- 1 旅行命令事務処理に適切でないものがあつた。
- 2 自動車運転日誌は正確を期すること。

八橋警察署 昭和三十六年九月二十日監査

監査委員 松 本 利 治
同 堀 江 実 蔵

一 庁舎の整備について

会議室の新設については、毎回の監査で指摘しているとおりで、これが早期実現につき考りよの要がある。

二 経理出納その他事務処理について

- 1 道路使用許可証交付手数料徴収額に検討を要するものがあつた。
- 2 警察保安関係許可事務及び自動車運転免許事務処

理の著しく遅れているものがあつた。

3 旅行命令事務処理は一層慎重を期すること。

4 工事の施行確定したものは早期に着手するよう事務処理をすること。

倉吉警察署 昭和三十六年九月二十一日監査

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎
同 堀 江 実 蔵

一 庁舎改築促進について

当署庁舎は相当老朽化し、かつ、万事狭あい、警察活動上のあい路となつている。これが改築促進については、前回の監査でも指摘しているとおりで、早期実現を望む。

二 経理出納その他事務処理について

1 自動車運転試験手数料収入事務は滞滞なく整理すること。

2 質屋営業許可証交付事務の著しく遅れているものがあつた。

3 警察証明書交付手数料収入事務に検討を要するものがあつた。

4 自動車運転日誌は正確を期すること。

5 工事の施行確定したものは早期に着手するよう事務処理をすること。

浜村警察署 昭和三十六年九月二十五日監査

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎
同 堀 江 実 蔵

一 広報活動について

広報活動については、県本部から配布される「県警便り」及び各種行事のポスター、ピラを活用するほか、署においても、令達予算のうちから相当額を機関紙の発行にあて、また、各駐在所においても「駐在所便り」を活発に発行する等民主警察の認識の徹底と協力体制の確立しているものと認められた。なお、駐在所の広報板の設置費の予算措置につき当局の配意を望む。

二 機動力等の整備について

当署の機動力は、小型ジープ二台のほか、原動機付自転車四台、側車一台が配置されている。昨年八月管内で発生した交通事故にかんがみ、当署のみに限らないが、非常事態に備えて輸送車の配置及び担架の備付が痛感される。

三 経理出納その他事務処理について

1 道路使用許可証交付手数料徴収額に検討を要するものがあつた。

2 警察証明書交付事務処理に検討を要するものがあつた。

3 自動車運転試験手数料収入事務は滞滞なく整理すること。

4 風俗営業(パチンコ)許可事務に検討を要するものがあつた。

郡家警察署 昭和三十六年九月二十六日監査

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎

一 警察官の欠員補充について

当署警察官の定員は四六名で、これに対し監査時現

在の現員は四五名、このうちには病氣療養中の者が四名(うち二名は結核休職中)あり、このほか学校入校等を考りよすると、可動人員は相当下廻り、かなり手不足が認められる。欠員の補充につき配意の要がある。

二 検問所の新設について

国道二十号線の県境附近に検問所を新設することについては、前回の監査で指摘したとおりで、これが設置につき重ねて要望する。

三 経理出納その他事務整理について

1 自動車運転試験手数料収入事務処理の遅れているものがあつた。

2 自動車運転日誌は正確を期すること。

鳥取警察署 昭和三十六年九月二十七日監査

監査委員 松 本 利 治

一 庁舎の整備等について

1 武道物の新築については、前回の監査で指摘したとおりで、早期整備が望まれる。

2 庁舎及び同敷地の具有移管促進について努力されたい。

二 經理出納その他事務処理について

- 1 道路使用許可証交付手数料収入額に検討を要するものがあつた。
- 2 警察証明手数料は正規のとおり徴収すること。
- 3 風俗営業許可証交付事務は遅滞なく処理すること。
- 4 自動車運転日誌は正確を期すること。

智頭警察署 昭和三十七年一月十二日 監査

監査委員 松本利治 荻原治郎

一 当署管内智頭区には駐在所建物がなく、智頭駅前暫定的詰所を設置しているが、起居は勿論書類も常置できず、本署窓口の一角で執務している。詰所も撤去を迫られている実情につき、さらに、能率的な職務遂行のため駐在所の新築が望まれる。

二 町から無償譲渡を申し出ている署員住宅の具有移管並びに当署敷地の現地における具有地と借用地の明確化と、できうれば借用地の具有移管については、前回の監査で指摘したとおりで、当局の善処を重ねて要望する。

三 經理出納その他事務処理について

- 1 道路使用許可証交付手数料徴収額に検討を要する

ものがあつた。

- 2 風俗営業等警察保安関係許可証交付事務は遅滞なく処理すること。
- 3 自動車運転日誌は正確を期すること。
- 4 工事の施行確定したものは早期に着手するよう事務処理すること。

岩井警察署 昭和三十六年十月七日 監査

監査委員 松本利治 荻原治郎 堀江実蔵

一 庁舎の適地移転等について

当署庁舎の管内中心地への移転については毎回の監査で指摘しているとおりである。当局の考究善処を重ねて要望する。なお、現状では、倉庫が不足し、備品等の保管に苦りよしている実情につき、これについても善処の要がある。

二 經理出納その他事務処理について

- 1 遺失物法に基く期満失効物件の買取処分手続に注意すべきものがあつた。
- 2 自動車運転試験手数料収入事務処理の遅れているものがあつた。
- 3 旅行命令事務処理は一層適正を期すること。
- 4 自動車運転日誌は正確を期すること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

定価 一月極二五〇(送料共) 印刷所